

デジタルクリエイティブ人材育成新規機関 ロゴマーク制作等業務 仕様書

本仕様書は、「デジタルクリエイティブ人材育成新規機関 ロゴマーク制作等業務」に関する基本的な仕様を定めたものである。

企画提案に当たっては、「4 業務の内容」に定める業務を行うに十分な体制及び類似の実績等があることを具体的に提案し、ロゴマーク制作に当たってのコンセプト案・考え方・狙い、及び制作プロセスなどを詳細に提案すること（ただし、ロゴマークデザインの制作・提案は不要である。）。

1 業務名

デジタルクリエイティブ人材育成新規機関 ロゴマーク制作等業務

2 業務の目的

群馬県は、「群馬県産業振興基本計画（令和 6 年 4 月～令和 10 年 3 月）」において、2040 年の目指すべき姿としてデジタル・クリエイティブ産業を新たな産業の柱に成長させることを掲げている。

デジタル・クリエイティブ産業の発展には、関連企業とそこで働く人材が地域に集積し、活躍し続けることができる環境、すなわち「エコシステム」の構築が必要である。そこで、群馬県ではデジタルクリエイティブ人材の育成に関する先進的な施策を展開している。具体的には、全国初となるデジタルクリエイティブに特化した人材育成拠点「tsukurun」（対象：小中高生）を開設し、さらに令和 7 年度にアルメニアの「TUMO センター」のプログラムを導入した「TUMO Gunma」（対象：主に中高生）を開設した。

令和 7 年度には、それらに続く大学生世代以上（専門学校生・大学生、社会人等）を対象としたハイレベルな教育機関（以下「新規機関」という。）の基本構想の検討を行ったところである。

本業務は、新規機関を最速で令和 9 年度下期に開設することを見据え、名称選定支援及びロゴマーク（シンボルマーク（図形デザイン）及びロゴタイプ（名称の文字デザイン）、以下同じ。）制作を行うものである。

なお、現在は「デジタルクリエイティブスクール」という仮称を用いている。

<参考 1> 新規機関 基本構想（案）概要

（1）教育ターゲット

教育内容及び受講者の主なターゲットは以下 2 つ。いずれも、専門学校・大学、実務等で一定の基礎を学んだ者を対象とし、新規機関ではそれらの内容を補完・高度化するものである。

・【ターゲット①】は、デジタル・クリエイティブ産業の中核であるエンターテインメント

業界における世界的活躍を目指すもの。対象分野は、映画・ドラマ、アニメーション、ゲームとし、産業界のニーズを踏まえ、海外へのビジネス展開を担えるプロデュース人材及び高度なスキルを持つクリエイターの両方を育成する。受講者は県内に限らず、全国を想定する。

- ・【ターゲット②】は、多様なバックグラウンドを持つ者がデジタルクリエイティブの基盤（デジタル技術、クリエイティブマインド、「ストーリー」）を学び、自身のフィールドで新たな価値の創出を目指すもの。主たる受講者は、県内居住者を想定する。

（２）形態

新規機関は、前述のとおり専門学校・大学等を補完するものであり、利便性・柔軟性の観点からも学校教育法に定める教育機関にとらわれない（受講者が主たる所属先とは別に、自身が磨きたいスキルに応じて受講する、「塾」のようなイメージである。）。

＜参考 2＞ 群馬県ホームページ等

- ・ 群馬県産業振興基本計画：<https://www.pref.gunma.jp/page/635230.html>
- ・ tsukurun：<https://gunma-tsukurun.jp/>
- ・ TUMO Gunma：<https://tumogunma.jp/>
- ・ 新規機関プレ開設講座「【ニューヨークフィルムアカデミー特別講座】Filmmaking Workshop in Gunma 2026」（※上記【ターゲット①】対象）：
<https://www.pref.gunma.jp/page/769254.html>
- ・ 新規機関プレ開設講座「【ロイヤルカレッジオブアート特別講座】Design Thinking for Future Innovation in GUNMA 2026」（※上記【ターゲット②】対象）：
<https://www.pref.gunma.jp/page/766539.html>

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 2 日（金）まで

4 業務の内容

以下のとおり、新規機関の名称選定支援を行った上で、ロゴマーク制作を行う。

（１）名称選定支援

- ・ 名称案は令和 8 年 1 0 月上旬を目途に群馬県職員から募集する。
- ・ 集まった名称案（1 0 0 案程度を想定）から、令和 8 年 1 0 月下旬に名称候補を 3 案程度選定する。
- ・ 選定作業は、県職員等の関係者による合議（場所：群馬県庁、時間：2 時間／回× 2 回程度を想定）で行うが、その場に新規機関の理念を十分理解したデザイナー等が加わり、ロゴマーク制作等の専門的見地から意見を述べ、選定に係る支援を行うこと。
- ・ 群馬県にて、令和 8 年 1 1 月上旬を目途に候補内から正式名称を決定する。

(2) ロゴマーク制作

- ・ (1) で決定した名称に基づき、以下のロゴマークのデザインを制作すること。
 - シンボルマーク
 - ロゴタイプ
- ・ ロゴマークは、以下の点を踏まえたものであること。
 - 新規機関の理念を分かりやすく体現したものであること。
 - 新規機関のターゲット層は、大学生世代以上の映画・ドラマ、アニメーション、ゲーム等のクリエイティブ分野の学生及び従事者であることを考慮し、ターゲット層へ訴求力を持つストーリー性の高い、洗練されたデザインであること。
 - 新規機関は海外教育機関等との連携を想定していることから、外国人にとっても理解しやすいものであること。
 - 新規機関が専門学校・大学等の教育機関であるとの誤解を避けること。
- ・ ロゴマークの制作に当たり、以下の点に留意すること。
 - 自作・未発表で、同一作品又は類似作品が他のコンテスト等への応募又は発表予定のないものであること。
 - 第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。
 - デザインの新規性の確保、知的財産権の保護等に当たって必要となる確認作業を行うこと。
 - シンボルマーク及びロゴタイプは、単独でも使用可能なものとする。
 - シンボルマークとロゴタイプの調和を取る。
- ・ ロゴマークは多様な媒体で使用予定であり、ビジュアルイメージの統一化のため、以下を記載したデザインガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を作成すること。
 - デザインコンセプト（デザインの意図、大切にしている価値観、込めた想い）
 - シンボルマーク（カラー/モノクロ）
 - ロゴタイプ（カラー/モノクロ）
 - カラーコード
 - シンボルマークとロゴタイプの組合せ（縦組み/横組み/英語表記など複数パターン）
 - ネガティブ表示パターン
 - セイフティスペース・最小使用サイズ
 - 使用例
 - 使用禁止例

5 成果品の提出

(1) デザインデータ式

- ・ 納品期限：令和 8 年 1 月 2 5 日（水）
- ・ 形式：Ai、PDF、JPEG、PNG
- ・ 方法：メール又は群馬県が発行する URL へのアップロード等

(2) ガイドライン

- ・ 納品期限：令和 8 年 1 2 月 1 0 日（木）
- ・ 形式：PDF
- ・ 方法：メール又は群馬県が発行する URL へのアップロード等

6 著作権の取扱い

- ・ 成果品の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む。）、商標権、その他の一切の知的財産権及び所有権は、群馬県に帰属し、受託者は県の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。
- ・ 著作権は著作者人格権を有するものとし、群馬県が成果物の改変、加工又は二次利用を行おうとする場合は、あらかじめ著作者と協議するものとする。受託者は著作者を群馬県に報告すること。
- ・ 作品に関して、受託者以外の者との間で著作権等に関わる問題が生じた場合は、すべて受託者の責任において処理すること。

7 商標登録について

- ・ 成果物に係る第三者の商標権等の産業財産権の登録の有無等に関する調査（以下「登録調査」という。）は、群馬県が自己の責任と費用において行い、本業務に含めない。
- ・ 登録調査を実施する中で受託者の責めに帰すべき明らかな第三者の商標権等の重複が判明した場合、群馬県は契約期間中に限り成果物の再提出を求めることができる。
- ・ 群馬県は、当該報告の内容を踏まえて、自らの判断と責任において成果物の商標登録可能性及び使用の可否を判断する。
- ・ 群馬県は自らが指定する商品・役務区分において、成果物の商標登録出願を行う。

8 その他

- ・ 受託者は、群馬県と十分な協議を行い、円滑に業務を実施すること。
- ・ 業務を効果的に推進するために特に必要な場合、受託者はあらかじめ群馬県の承諾を得て業務の一部を第三者の事業者へ再委託することができる。
- ・ 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。